

第1号議案

平成25年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成25年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成25年9月13日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 提案される議案

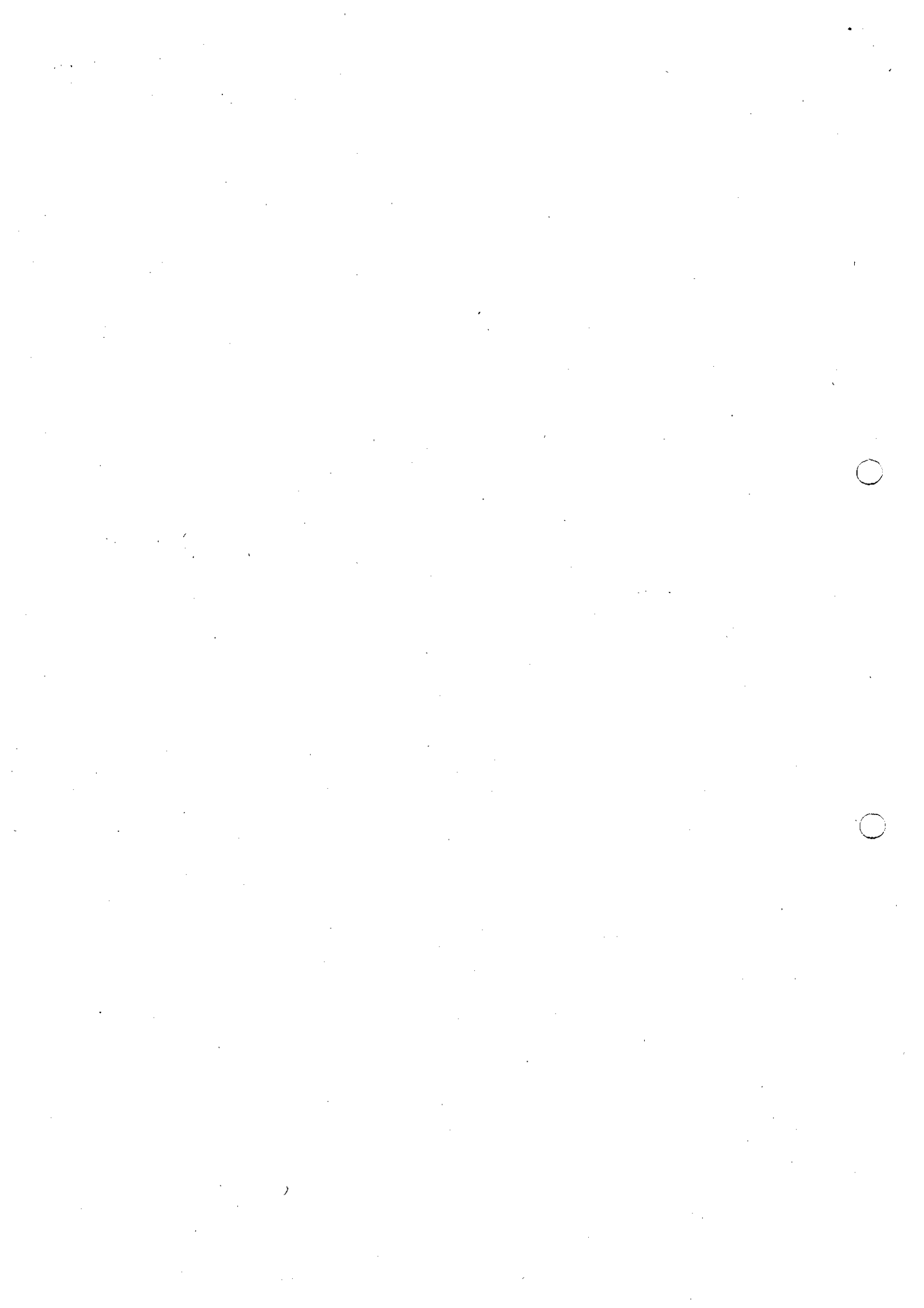
- (1) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案・・・P1～6
- (2) 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等
奨学金貸付条例の一部を改正する条例案・・・P7～14
- (3) 平成25年度教育委員会関係補正予算案・・・P15～21

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。



「職員の給与に関する条例」の一部改正について

H25.8 人事課

1 改正の理由

大規模災害からの復興に関する法律（※）の施行に伴い、同法による復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するための規定を整備する。

※ 公布日：平成 25 年 6 月 21 日

施行日：平成 25 年 6 月 21 日（一部の規定(災害派遣手当に係る部分)については、公布日から2月を超えない範囲内において政令で定める日(平成 25 年 8 月 20 日)）

2 改正の内容

災害派遣手当の支給対象に、大規模災害からの復興に関する法律による復興計画の作成等のために派遣された職員を加える。

【参考】 災害派遣手当

○ 支給要件（給与条例第 14 条の 6，給与規則第 23 条の 18）

- ・災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在した場合（災害対策基本法第 32 条第 1 項）
- ・復興計画の作成等のために派遣された職員が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在した場合（大規模災害からの復興に関する法律第 56 条第 1 項）【追加】

※最初の滞在地への到着日から最後の滞在地を出発する日の前日までが対象

○ 支給額（給与規則別表第 11）

区 分	公の施設又はこれに準ずる施設（1 日につき）	その他の施設（1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間		5,870 円
60 日を超える期間		5,140 円

○ 支給方法（給与規則第 23 条の 18）

原則、翌月の給料の支給日に支給

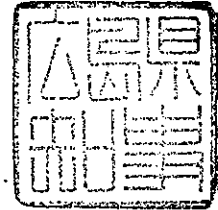
3 施行期日

公布の日

平成25年9月6日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(人事課)



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に
関する意見について（照会）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議会への提出
平成25年広島県議会9月定例会

県第 号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十五年九月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六第一項中「第四十四条において準用する場合を含む。」の下に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、同法による復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

(人 事 課)

一 改正の要旨

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、同法による復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給するために必要な規定の整備を行う。

二 施行期日

公布の日

三 根拠法令

1 地方自治法

第二百四条

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

改正案	現行
<p>（災害派遣手当）</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（災害派遣手当）</p> <p>第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例等の一部改正について

平成25年8月財政課

1 趣旨

現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点等から行われた国税の見直しに伴い、延滞金の利率の引下げについて、地方税法についても一部改正が行われた。

これに伴い、地方税に準拠して延滞金を定めている税外債権についても、地方税の改正趣旨と同様に、現在の市中金利の情勢を踏まえつつ、より一層の早期納付を促進させるため、その利率について引き下げを行う。

2 改正概要

1 延滞金率等の引下げ

○広島県分担金等に関する延滞金徴収条例【財政課】

期 間	現 行 【本則】	改正（案）【附則】	
		特例基準割合が7.25%以下の場合	左記以外の場合
軽減期間 (督促状を発送した日から10日まで)	7.25%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% +1%	現行どおり
上記以外の期間	14.5%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% +7.25%	

*特例基準割合とは、国内銀行の貸出約定金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に1%を加算した割合

○広島県高等学校等奨学金貸付条例【教育委員会】

現 行 【本則】	改正（案）【附則】	
	特例基準割合が7.25%以下の場合	左記以外の場合
14.5%	(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% +7.25%	現行どおり

■地方税(14.6%)と税外債権(14.5%)で延滞金利率が異なる理由 ※別紙2参照

(S45年「利率等の表示の年利建ての移行に関する法律」の施行に伴う自治事務次官通知(S45.4.25))

年利建て利率はできるだけ簡明なものであることとされ、延滞料については年0.25%の整数倍を採用することとされた。一方、地方税は当時の日歩建ての年利換算値と異なった利率では国民の利害関係に著しい影響を与えるとされ、年0.365%の整数倍を採用することとされた。

2 端数計算の基準額の引き上げ ※延滞金条例のみ

延滞金等の計算の結果、全額を切り捨てる場合の端数処理について、県税に準拠したものとするため、必要な改正を行う。

現 行	改正（案）
全額が500円未満の場合	全額が1,000円未満の場合

◇地方税法の改正

(S52年) 10円未満 ⇒ 500円未満
(S62年) 500円未満 ⇒ 1,000円未満

3 施行時期

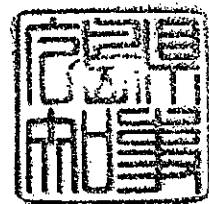
平成26年1月1日

なお、同日前の期間に対応する延滞金については、従前の例による。

平成25年9月10日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(財政課)



広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 貴委員会の意見を求める内容

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

・平成25年広島県議会9月定例会

県第九十一号議案

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県分担金等に関する延滞金徴収 条例及び広島県高等学校等奨学金貸 付条例の一部を改正する条例案

広島県分担金等に関する延滞金徴収 条例及び広島県高等学校等奨学金貸 付条例の一部を改正する条例

(広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部改正)

第一条 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例(昭和二十六年広島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

附則に次の二項を加える。

- 5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第三項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合)とする。
- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)

第二条 広島県高等学校等奨学金貸付条例(平成十四年広島県条例第五号)の一部を次の

ように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

- 2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞利息の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の広島県分担金等に関する延滞金徴収条例（以下「新徴収条例」という。）第三条第二項の規定は、平成二十六年一月一日以後に納入の通知をした延滞金について適用し、同日前に納入の通知をした延滞金については、なお従前の例による。
- 3 新徴収条例附則第五項及び第六項並びに第二条の規定による改正後の広島県高等学校等奨学金貸付条例附則第二項及び第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後の期間に対応する延滞金又は延滞利息について適用し、同日前の期間に対応する延滞金又は延滞利息については、なお従前の例による。

(提案理由)

現在の低金利状況や事業者の負担等を考慮し、県税に関する延滞金の割合を見直す地方税法の改正が行われたことに伴い、これに準拠して定めている税外債権に関する延滞金等の割合の特例を定めるなどのため、この条例案を提出する。

(県第九十一号議案)

広島県分担金等に関する延滞金徴収
条例及び広島県高等学校等奨学金貸
付条例の一部を改正する条例

〔財政課〕
〔教育委員会〕

一 改正の要旨

- 1 現在の低金利状況や事業者の負担等を考慮し、県税に関する延滞金の割合を見直す
地方税法の改正が行われたことに伴い、これに準拠して定めている税外債権に関する
延滞金の割合の特例を定めるとともに、延滞金の計算における端数処理についても県
税に準拠したものとするため、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例について必要
な改正を行う。
- 2 広島県分担金等に関する延滞金徴収条例に準拠して延滞利息の割合を定めている広
島県高等学校等奨学金貸付条例についても、同様に延滞利息の割合の特例を定める。

二 施行期日

平成二十六年一月一日

三 根拠法令

地方自治法

第二百三十一条の三

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合に
おいては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例及び広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現行

○広島県分担金等に関する延滞金徴収条例

昭和二十六年十月十九日条例第四十二号

○広島県分担金等に関する延滞金徴収条例

昭和二十六年十月十九日条例第四十二号

第二条 分担金等を納期限までに納付しない場合は、延滞金を徴収する。

第二条 分担金等を納期限までに納付しない場合は、延滞金を徴収する。

2 延滞金の額は、分担金等の納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、その未納金額につき年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合で計算した金額に相当する額とする。

2 延滞金の額は、分担金等の納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、その未納金額につき年十四・五パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、年七・二五パーセント）の割合で計算した金額に相当する額とする。

第三条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金等の未納金額に千円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第三条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金等の未納金額に千円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則

附則

1 4 (略)

1 4 (略)

5 当分の間、第二条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。

6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年三月二十五日条例第五号

(延滞利息)

第十条 知事は、借受者が正当な理由がなくて奨学金の償還期日までにこれを償還しないときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行し、同日以降に高等学校等の第一学年に入学する者から適用する。

2 当分の間、第十条に規定する延滞利息の割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年七・二五パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・二五パーセントの割合を加算した割合とする。

3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○広島県高等学校等奨学金貸付条例

平成十四年三月二十五日条例第五号

(延滞利息)

第十条 知事は、借受者が正当な理由がなくて奨学金の償還期日までにこれを償還しないときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未納額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行し、同日以降に高等学校等の第一学年に入学する者から適用する。

平成 25 年度一般会計補正予算の概要《教育委員会関係抜粋》

1 平成 25 年度一般会計補正予算

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
繰 入 金	129,049	7,318	136,367	緊急雇用対策基金繰入金 7,318
諸 収 入	2,311,497	999	2,312,496	保険料 999

教育委員会計	56,285,874	8,317	56,294,191	
--------	------------	-------	------------	--

(2) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
文化財保護費	74,353	2,109	76,462	1. 頼山陽史跡費 2,109
文化施設費	335,676	6,208	341,884	1. 歴史民俗資料館費 2,108 2. 歴史博物館費 4,100

教育委員会計	210,188,134	8,317	210,196,451	
--------	-------------	-------	-------------	--

《内 容》

○ 緊急経済・雇用対策

文化施設所蔵資料整理事業

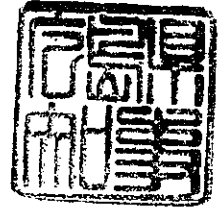
8,317 千円

頼山陽史跡資料館，歴史民俗資料館及び歴史博物館に未整理のまま所蔵されている資料の分類整理を行う嘱託員（8名）を配置

平成 25 年 8 月 29 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広島県知事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 25 年 9 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 25 年度教育委員会関係補正予算

平成 25 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	正額	計
12 繰入金	129,049	7,318	136,367	
14 諸収入	2,311,497	999	2,312,496	
歳入合計	56,285,874	8,317	56,294,191	

(歳 出)	(単位：千円)							
	款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国支出金	県 債	そ の 他	
10 教育費	210,168,134	8,317	210,176,451	0	0	8,317	0	
歳 出 合 計	210,168,134	8,317	210,176,451	0	0	8,317	0	

2 歳 入

第 1 2 款 繰入金

第 2 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
1 基金繰入金	129,049	7,318	136,367	緊急雇用対策基金繰入金	7,318	
計	129,049	7,318	136,367			

第14款 諸収入

第7項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	金額	
5 雑入	2,224,376	999	2,225,375	保険料	999	
計	2,224,376	999	2,225,375			

3 歳 出

第 10 款 教育費

第 7 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特定財源			区 分	金 額	
				国支出金	県債	その他			
2 文化財保護費	74,353	2,109	76,462	0	0	繰入金 1,859 諸収入 250	0	1 報酬 1,540	1. 頼山陽史跡費 2,109
								4 共済費 508	
								11 需用費 61	
3 文化施設費	335,676	6,208	341,884	0	0	繰入金 5,459 諸収入 749	0	1 報酬 4,620	1. 歴史民俗資料館費 2,108 2. 歴史博物館費 4,100
								4 共済費 1,524	
								11 需用費 64	
計	1,151,403	8,317	1,159,720	0	0	8,317	0		

